

博士論文要旨

論文題名：少年司法における科学主義

オカダ ユキオ

岡田 行雄

本論文は、少年法第9条に基づき少年司法に妥当すると説かれてきた科学主義が、日本国憲法や子どもの権利条約に照らして、どのような趣旨のものとして解されるべきか、そして、こうした科学主義に基づく家庭裁判所調査官による社会調査がどのようになされるべきか、さらに、その成果がどのように活かされるべきかを、主に解明しようとするものである。

序章では、本書における課題が提示され、第1章では、科学主義の根拠規定とそこから導かれる理念、及び科学主義の重要な担い手と位置づけられてきた家庭裁判所調査官とそれによる社会調査の変化の確認を通して、科学主義が2つの危機に直面している現状が明らかにされる。

第2章および第3章では、少年司法において科学がどのように活用されるべきかを考察する材料を得るために、ドイツ少年司法における少年の人格調査や少年裁判補助者による調査の問題点などが明らかにされる。

第4章では、従前の科学主義の理念が、日本国憲法と子どもの権利条約に照らして再検討され、科学主義の新たな理念が求められることが明らかにされる。そして、この新たな理念に基づき少年の成長発達可能性を裏付けるものの解明に重点が置かれる科学主義こそが、新たな科学主義と位置づけられる。第5章では、この新たな科学主義に基づく少年の成長発達可能性解明の具体的なあり方だけでなく、新たな科学主義によって社会調査にも要請される少年の手続参加のあり方も提示される。第6章では、調査不尽の克服に向けて、調書依存と言える社会調査からの脱却の道筋が提示される。

第7章では、いわゆる試験観察制度の意義と現状を踏まえ、新たな科学主義に基づくあるべき試験観察を明らかにする。第8章では、重大事件を起こした累非行少年に関する調査不尽を克服するためあるべき試験観察の実施が求められることと、その実施に向けた具体的な手当てが提示される。

第9章では、新たな科学主義に基づく少年刑事事件の審理のあり方が検討され、新たな科学主義によれば、少年の刑事裁判においては諸科学活用に基づく逆送決定の再審査と少年の人権制約の最少化などが求められるが故に、あるべき社会調査の結果がまとめられた社会記録の証拠採用、社会調査担当の家庭裁判所調査官の証人尋問、さらには専門家による鑑定の実施などが要請されることが明らかにされる。